



平成24年（行ウ）第32号 補助金交付決定取消（住民訴訟）請求事件
平成24年（行ウ）第62号 補助金交付決定取消（住民訴訟）請求事件
原告 長瀬猛
被告 兵庫県、兵庫県知事

上 申 書

平成24年10月9日

神戸地方裁判所第2民事部合議C係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 徳 永 信 一



原告外2名は、平成24年10月5日、神戸地方裁判所に対し、兵庫県知事を被告とする補助金交付差止等（住民訴訟）請求事件（別紙請求の趣旨参照）を提起しました。

民事受付係によれば、事件番号は平成24年（行ウ）第85号が付され、第2民事部に係属されるとのことですが、原告は本件との併合審理を求める次第です。

以上

訴 状

平成24年10月5日

神戸地方裁判所 御中

原告訴訟代理人

弁護士 徳 永 信 一



補助金交付差止等（住民訴訟）請求事件

訴 額 1, 600, 000円

貼用印紙 13,000円

請 求 の 趣 旨

- 1 被告兵庫県知事井戸敏三は、学校法人兵庫朝鮮学園に対し、外国人学校振興補助及び私立専修学校高等課程等生徒授業料軽減補助に係る補助金の公金を支出してはならない。
- 2 被告兵庫県知事井戸敏三は、学校法人兵庫朝鮮学園に対し、兵庫県が平成23年度に同学校法人に対して交付した外国人学校振興費補助及び私立専修学校高等課程等生徒授業料軽減補助に係る補助金の公金と同額の金員を兵庫県に対して支払うよう請求せよ。
- 3 兵庫県知事井戸敏三は、井戸敏三に対し、兵庫県が平成23年度に学校法人兵庫朝鮮学園に対して交付した外国人学校振興費補助及び私立専修学校高等課程等生徒授業料軽減補助に係る補助金の公金と同額の金員を兵庫

県に対して支払うよう請求せよ。

4 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

請 求 の 原 因

第 1 当事者等

1 原告らは、いずれも兵庫県民である。

2 被告兵庫県知事井戸敏三（以下「被告兵庫県知事」という。）は、兵庫県の公金の支出、契約の締結又は債務その他の義務の負担などの行為につき権限を有するものである。

3 利害関係人である学校法人兵庫朝鮮学園は、私立学校法 6 4 条 4 項の規定による学校法人であり、同条 5 項において準用する同法 3 1 条 1 項の規定による知事の認可を受けて設立されている。兵庫朝鮮学園が設置する朝鮮学校は、いずれも学校教育基本法 1 3 4 条 1 項に規定される各種学校であるが、同法 1 条における「法律に定める学校」ではなく、教育基本法の適用もない。

なお、兵庫朝鮮学園は、従前、県内に 7 校の朝鮮学校（神戸朝鮮高級学校、神戸朝鮮初中級学校、西神戸朝鮮初級学校、西播磨朝鮮初中級学校、尼崎朝鮮初中級学校、伊丹朝鮮初級学校、明石朝鮮初級学校）を設置していたが、平成 2 4 年 7 月 2 7 日付けで明石朝鮮初級学校が廃止されたため、現在 6 校となっている。

第 2 請求の趣旨第 1 項について

1 差止めを求める対象

請求の趣旨第 1 項において差止めを求める対象は、平成 2 4 年度以降